

第 1 5 0 8 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時 平成 2 6 年 6 月 1 1 日

自 1 4 時 4 5 分

至 1 5 時 4 7 分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(議決事項)

第9号 島根県教育庁等職員服務規則及び県立高等学校等の教職員の服務
規程の一部改正について (総務課・学校企画課)

————— 以上原案のとおり了承

(報告事項)

第16号 「第2期しまね教育ビジョン21(案)」のパブリックコメント
について (総務課)

第17号 平成26年度6月補正予算案の概要について (総務課)

第18号 平成27年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の出願状況
及び第1次試験の選考基準等について (学校企画課)

第19号 平成27年度島根県市町村立小・中学校校長・教頭採用・昇任候
補者選考試験について (学校企画課)

第20号 島根県生徒指導審議会委員の委嘱について (教育指導課)

第21号 平成26年度国体選手競技力レベルアップ月間について
(保健体育課)

第22号 「島根県立図書館振興計画(第3次)」の策定について
(社会教育課)

————— 以上原案のとおり了承

II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】
土田委員長 仲佐委員 岡部委員 原委員 広江委員 藤原教育長
- 2 欠席委員
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者
藤原教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

吉城教育監	全議題
細田教育次長	全議題
田中参事	全議題
矢野参事	全議題
祖田参事	全議題
春日教育センター所長	全議題
高宮総務課長	全議題
佐藤総務課上席調整監	全議題
小村教育施設課長	全議題
高橋学校企画課長	全議題
佐藤県立学校改革推進室長	全議題
吉崎子ども安全支援室長	全議題
原田特別支援教育課長	全議題
堀江保健体育課長	全議題
梶谷健康づくり推進室長	全議題
荒木社会教育課長	全議題
恩田人権同和教育課長	全議題
野口文化財課長	全議題
松本世界遺産室長	全議題
鈿福利課長	全議題
柿本教育センター教育企画部長	全議題
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

森脇総務課課長代理	全議題
小村総務課人事法令グループリーダー	全議題
小林総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

土田委員長：開会宣言 14時45分

公開	議決事項	1件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	7件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	0件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	0件
	その他事項	0件
署名委員	原委員	

— 公 開 —

(議決事項)

第9号 島根県教育庁等職員服務規則及び県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正について (総務課・学校企画課)

○高宮総務課長 議決第9号島根県教育庁等職員服務規則及び県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正についてお諮りする。

1の1ページをご覧ください。内容は、消防団法の改正に伴う職員の服務規程の改正である。趣旨としては、今、地域の防災などの核となる消防団というのが非常に高齢化していたり、あるいは消防団員の方の数が減ってきていると。そういう中で、公務員の人が消防団活動により参加しやすくなるようにという視点で消防団法の改正が行われて、これが来る6月13日から施行の予定である。この改正消防団法にあわせて、教育庁の職員あるいは教職員等が消防団活動に従事しようとする場合の手続等を簡素化するために、関係する規則の改正を行うものである。

内容的には、2番の改正の概要の下に長四角で囲ったところがあるが、我々、当然職員として仕事をする上で2つ大きな縛りがある。それが現行のところにある職務専念義務と営利企業への従事という点である。職務の専念義務というのは、公務員は当然全体の奉仕者であるので、勤務時間中はその地方公共団体が行う仕事に全精力を傾けなくてはならないということで、職務に専念しなければならないとされている。あわせて、勤務時間外であっても営利企業、例えば自営業をやったり、ほかのところにお勤めをしたりというふうなものに従事することは制限をされている。従って、勤務時間中に本来の職務と違うことに従事しようとするれば、職務専念義務を免除すると、免除のお願いをして、その免除を受けないと他の活動に従事することはできないし、報酬を受け取る場合、何らかの対価を受け取る場合は営利企業の従事許可というものを受けないと従事することができない。これは、例えば自宅で農業を営んでるような場合であっても、自分が食べるためにだけつくってお米とかいう範囲を超えて農協などに売ったりということになると、これも営利企業の従事許可ということになるわけだが、このように勤務時間中は基本的に公務に従事しなければならない。それから、勤務時間を外れたところでは、お金をもらおうと思えば許可がないと営利企業に従事できないという2つの縛りがある。

現在は、消防団員として勤務をしようとする場合に、勤務時間内であれば、この職務専念義務の免除のお願いをして免除の承認を得ないと消防団員としての仕事に従事することができない。それから、消防団員として活動する場合に、消防団の役員などをして報酬を受け取られる場合というのが。そうした場合に、現在は勤務時間内であれば、そういうことにお金をもらうのであれば従事できないということになっているし、勤務時間外であっても、営利企業の従事許可という許可を受けなければ報酬を得て消防団活動に従事することはできないという規程になっている。

これが改正後は、勤務時間の内外、それから報酬のあるなしを問わず兼職請求書、消防団という職務を兼ねることを請求するので、それに承認するという形になり、一本化されるということである。実質的に書類の手続がものすごく簡素化されるということではないが、現在は基本的には仕事優先でやってくださいという形で、許可を認めるほうも承認することができるという規程になっているが、兼職請求ということになると基本的には承認しなければならないということで、より今までよりも消防団員としての活動に従事しやすくなる、あるいは勤務時間内で報酬を受け取るような活動もできるようになるということで、従事に対する間口を広げて消防団活動の活性化を図ろうとするものである。

○岡部委員 たまたま知人にそうした現在、この手続を経て消防団に入ってるという人を存じているが、現状というのはどれぐらいこの教育庁関係ではいらっしゃるのか。

○高宮総務課長 把握してる範囲では、いわゆる行政職の職員で数名、それから教育職の方はおられない。

○岡部委員 数名ということか。

○高宮総務課長 そうである。昔からいわゆる旧町単位などで地域の消防団に加入しておられた方が引き続き消防団活動をやっておられるという場合が大半で、どちらかというとなら若年層の方が、若い方が新たに消防団活動に入られるということは少ないと聞いている。

○仲佐委員 民間で、私どもの企業も従業員の方で消防団に入っている方はかなりおられる。消防団の団員になった時点で、事業主に、もし緊急の場合に消火活動に行かないといけない場合には優先的に行かせていただきたいというお願いの文書が来る。それで、何かあったとき、めったにないが、もしあったときには会社が悪い言わないでも即そのまま現場に行くという状況を、もう消防団自体がそのようにされていらっしゃるの、事業主としてはいけないとか、仕事で今抜けられないとか、そういうことはもう一切言えないという状況なので、今まで余り、ここ最近は全くそういう事例はないが。ただ、こういうのはやっぱり規程的につくっておかれないと、また職場と当事者の方との問題が出るんじゃないか、こういう規程は大事じゃないかと思っている。

○土田委員長 兼職請求を1回出すと、期間というのはあるのか。例えば更新は1年ごとで、その都度再度提出しないといけないとか。

○高宮総務課長 1の3ページをご覧いただきたいが、兼職請求書の兼職予定期間というのが兼職の内容の2の②ところに書いてあり、それで、申請のあった期間について認めることになっている。

○土田委員長 自動更新というのではなく、期間を一応区切って、期限が来たらもう一度、まだ継続するんだったら出しかえるということ。

○高宮総務課長 そのようになる。

――原案のとおり議決

(報告事項)

第16号 「第2期しまね教育ビジョン21(案)」のパブリックコメントについて (総務課)

○田中参事 報告第16号第2期しまね教育ビジョン21(案)のパブリックコメントについてご報告する。

パブリックコメントは、5月7日から6月1日まで実施したが、ご提出された意見を資料の2の1ページから2の3ページに記載している。表の左の欄の番号だが、これは意見を提出された方ごとにふっている。右欄の連番としているのは、その意見の項目ごとにふっている。

合計では、2の3ページのほうにあるように、12人の方から32件の意見を頂戴したところである。このうち少し紹介させていただくと、連番の1は、学校、家庭、地域の連携だけでは複雑化する社会に対応できないので、有識者を交えた新しい組織の確立が必要という意見。2は、結婚と家庭の意義を学ぶ教育を島根から全国へ発信してほしいという意見。9は、キャリア教育の取り組みに日々の授業の中で学ぶ意義や目的を意識させていく取り組みというのを加える必要があるという意見。それから、2の2の11は、県外就職者のうち、早期離職者に対する働きかけを行うべき。

連番の12は、児童の姿勢を良くする取り組みを行ってほしいという意見。それから、3ページの23のほうだが、ICT活用による学力向上、校務の情報化の記述が不十分である。24は我が国の領土に関する教育の充実を図ることを記述すべき。25は、竹島の学習がふると教育から国際理解に変わり、薄められたという印象を与えるというご意見。それから、26、27は、知・徳・体についての記述、またキャリア教育の記述をもっと増やすべきとのご意見。それから、30は、学力について教員の指導力向上のための指導と研修を抜本的に見直す必要があるというご意見であった。その他のご意見はビジョンの内容に大きな変更を求めるものではなく、記述を強調したり分かりやすい表現にする、あるいは表記を統一するなど、主に表現や表記に関するものであった。

今後は、これらの意見を踏まえて、事務局で現在のビジョンの案の必要な修正を行って、

7月の教育委員会会議で最終決定をいただく予定としている。

○岡部委員 確認だが、寄せられたパブリックコメントを受けて、現在我々がいただいている案の変更というのはないというふうに理解すれば良いか。

○田中参事 案の変更も、必要なところは変更させていただきたいと思うし、それから施策をする上で参考にさせていただく部分もあるかと思うので、この意見の内容を一つ一つどうするかということに対応を検討させていただいて、また次回の委員会のときに諮らせていただくと。

○岡部委員 若干の文言の訂正含めて、それはあり得るということか。

○田中参事 そうである。

○岡部委員 これを受けた形か。

○田中参事 そうである。

○土田委員長 これはいつまで受け付けておらるか。もう全部締め切られたか。

○田中参事 6月1日で締め切った。

○土田委員長 ということであるので、この連番32番までを吟味してもらって、7月10日の委員会に出されるわけか。

○田中参事 そうである。

――原案のとおり了承

第17号 平成26年度6月補正予算案の概要について（総務課）

○高宮総務課長 報告第17号平成26年度6月補正予算案の概要についてご報告する。

3ページをお開きいただきたい。本日開会された定例会に上程をされた6月補正予算案の概要である。教育委員会からは予算案1件、1,460万円余である。

内容は、3番のところであるが、教育指導課のスーパーグローバルハイスクール事業である。これは全額国費、国からのお金で実施がされる事業で、出雲高校を指定校とし、本年度から5カ年間、平成26年から30年までをかけて、この事業名にあるように、文字どおりグローバルな人材を育成する、高校段階から育てていくということを目指とするものである。

背景としては、ご承知のように、グローバル化が急速に進展しているという中で、社会の課題に対する関心と深い教養、そういったものに加えて、コミュニケーション能力や問題解決能力などの国際的な素養を身につけるということを取り組むものである。出雲高校については、近年特に英語教育に力を入れており、昨年末に開催された全国の英語ディベート選手権でも上位に食い込むなど非常に優秀な成績を残しておられるので、こうしたところで一層質の高い英語教育や教養教育による自立した人間、あるいは世界的に羽ばたいていけるような人間の育成ということについて今後5年間かけて取り組んでいく予定としている。

ちなみに、これは全国で56校が指定されているが、この56校の中には公立高校のほかには国立の高校、それから私立の高校も含まれているので、必ずしも1県1校という形ではない。そういう中で島根県の出雲高校が選ばれたということなので、あわせて補足をさせていただく。

○仲佐委員 今、出雲高校が選定されたということだが、島根県はこのほかにどこか学校を何校かを申請されて出雲高校が選ばれたということか、1校だけ出されて選ばれたということか。

○矢野参事 出雲高校だけ。

○仲佐委員 1校だけ。

○矢野参事 そうである。

○仲佐委員 1年間、26年度で1,469万8,000円の予算がつくということだが、毎年この金額ではないということか。

○高宮総務課長 そうである。

○仲佐委員 今年度はこの金額ということか。

○高宮総務課長 そのとおりである。

○土田委員長 事業は5カ年あって、毎年その年度年度で予算が決められるということか。

○矢野参事 毎年計画を立てるので、それに合わせて決めると。

○仲佐委員 5年間で出雲高校1校というのがちょっと、私たちが思うのには、いろいろな学校にこういうモデル校事業として取り入れられると他の学校もレベルアップするんじゃないかと思うが、このへんは1校で5年間これだけの資金を投入してそれだけの事業を遂行するのに、何か不公平ではないが、もう少し広い範囲だと良いかなと思うが、素人考えか。

○矢野参事 国の事業ではあるが、やっぱり全国でも、先ほど高宮課長も申し上げたように、50数校ということで、数が非常に絞られたものである。そこで、継続的な取り組みをやって、そこで得られた知見とかいうことをまた近隣あるいはその地域の学校にも広げていただけると良い。

○土田委員長 今の質問に関連するが、27年度は新規では申請はできないのか。これで5年間で終わって、その間はもうやりたくても申請できないのか。その点はどうか。

○矢野参事 その点は、来年度の予算のところでは文科省がどういうふうに考えているかというところで、把握していない。

○土田委員長 これを見て、自分のところもこういうのを取り組みたいという高校があったら5年間待たないといけないのか、あるいは1、2年後に申請して、選定されればそういうことで事業として取り上げられるのか。

○仲佐委員 今1校が申請をしたということだが、むらなく各学校に全部このお話がいつてらるかどうかいふことはどうか。

○矢野参事 それはもちろんいつている。これだけのことをやろうと思うと相当の覚悟がないとできないので、やっぱりいろいろお考えになっての申請だというふうに考えている。

○仲佐委員 国費だということであれば、多分報告書というのが相当厳しいものだと思うが。

○広江委員 先ほどスーパーサイエンスのことが出たが、英語でもそういう形があったと思うが、昔。あれも継続はしているのか、これと並列して両方やっているのか。

○矢野参事 やっていない。

○広江委員 こっちに変わったということか。

○高宮総務課長 スーパーサイエンスとか、スーパー・イングリッシュとかスーパー・ランゲージとかいろいろなものがあって、今までは大体3年ぐらいのスパンで理科系だったり、あるいは言語だったり、キャリア教育ということを指定校でやってきて、過去のものとして、卒業生は卒業生として送り出しながら、文部科学省のほうで新たに今度はグローバルという視点で新規事業を立ち上げられたと。先ほど矢野参事のほうから申し上げたように、来年度以降については、また文部科学省のほうで、今回指定された56校の継続に加えて新年度から新規指定を認めるのかどうかというようなことをおそらく夏ぐらいからまた財務省と予算折衝を通じて決めていくことになると思うので、そうした状況を見ながら考えていきたいと思っている。

――原案のとおり了承

第18号 平成27年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の出願状況及び第1次試験の選考基準等について（学校企画課）

○高橋学校企画課長 報告第18号平成27年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の出願状況及び第1次試験の選考基準等についてご報告する。

前回の教育委員会でご報告した来年度採用の教員採用試験について出願がまとまったので、ご報告する。

5月29日を締め切りとしていた今回の出願だが、結果的に出願者総数は1,222名、昨年度と比べて微増ということとなった。前回お話したように、今回の採用予定者数222名というのは、平成11年度以来16年ぶりの200名超の数字である。特に昨年と比べて

増えたのが、小学校が50名から90名へ、中学校が30名から45名へ、その合わせて55名の増加分がほぼ全体の増加分になっているというところである。ただ、小学校、中学校とも出願者数が、小学校は若干増えたが、中学校はほとんど変わらずということで、結果的に小学校、中学校のほうで倍率が低くなったということでこういう結果となった。優秀な人材を確保するというので、この4月以降積極的に大学訪問も数を倍にするなど取り組んできたが、なかなか直接志願者の増加には結びつかなかったので、また来年度以降も本県においては大量採用の状況が数年続いていくので、次年度というか、次の次の年度に向けて、早いうちから、今年のうちから手だてを講じていこうと考えている。

いずれも(1)にあげて内数になるが、(2)特色ある募集についてはそこにあげているとおりである。昨年度と比べて数を減らしている、例えば③の石見・隠岐地域限定採用枠が10数名の減少、あるいは④番のいわゆるシニア枠のところは7名減と、そういった数字が出ているが、いずれも高倍率であることに変わりはなく、そこからかなり優秀な人材を確保できるものと考えている。

4の2だが、第1次試験の選考基準等について、この場で訂正させていただくが、「選考基準」とあるが、実は基準を示しているわけではなく、「選考方法」と修正をお願いする。一番最初の表題のところも、「選考方法」ということでお願いしたい。

試験は、ご覧のとおりそれぞれの校種、あるいは教科、科目によって少しずつ違いはあるが、いずれにしても今年から面接試験を全て2次に回し、1次試験はいわゆるペーパー試験のみで判断することとした。

2番の選考に当たって考慮する事項、これはもう既に要項に明記しているが、(1)から(7)の要素を持つ受験生については考慮する、一定のプラス評価をするということをして既に要項のほうにも明記している。

今後の予定だが、4の3をご覧いただきたい。7月19日に松江南高校、松江商業高校、両県立高校を会場として1日で1次試験を実施する。結果については、通知は8月11日としているが、(3)にあるように、出願時に自分の試験結果についての情報の提供を希望する受験生に対しては、合格、あるいは不合格の通知とともに、筆記試験の出来具合についてA、B、Cの3段階で情報を提供することとしている。なお、この情報提供については、ほぼ全ての受験生が希望するとしている。

以下、これを受けて、2次試験については、8月31日から9月5日まで、試験内容については、(1)にあるように、小論、面接、模擬授業、それから教科によっては実技というところはかなり時間をかけて選考していく予定である。

○土田委員長 今年度から大きく変わったのは、今までは1次試験が面接がかなり大きいウェートを占めていたのが、今年度からは面接は2次試験に変わったというところが一番大きい変更点か。

○高橋学校企画課長 大きいウェートと言えるかどうかはさておき、集団面接だったが、それをいわゆる面接というジャンルは後半のほうに回して、前半の1次試験の所要日数というのを短縮して受けやすくするという趣旨である。

○土田委員長 どちらかというと、講師として社会経験を積んでおられる方が面接のほうは上手にいったって、新卒の人がなかなか面接がうまくいかないというようなことを聞いたこともあるが、そういうものを考慮して変えられたわけか。

○高橋学校企画課長 いや、そうではなく、あくまでも1次試験に要する日数、負担の軽減ということで、経験者のほうが高いかどうかについてはちょっと確認していないので何ともお答えできない。

○原委員 選考に当たって考慮する事項の1番目だが、スポーツ、芸術、学術、国際貢献等というところだが、どういう線引きかっているのが難しいと思うが、例えば国際貢献等という、国際貢献という言葉だが、青年海外協力隊に入っていたとか、そういった意味のボランティア活動ということか。

○高橋学校企画課長 それぞれ一番、(1)から(7)の中で最も漠とした表記になっており、この点についてはそれぞれその実績を願書に書いてくる内容が予測できない部分もあるし、非常に幅広くなると思うので、それはその都度、具体的にこういう事柄に限定するの

ではなく、選考のところで慎重に協議していきたいと考えている。

○原委員 例えば英語で見ると、民間企業の場合、TOEICの点数をかなり、大学院の試験も今それを重視するところが多いが、例えば英語の教員目指す方、そういう点についてこちらから聞くということはあるか。

○高橋学校企画課長 TOEICの点とかそういう絶対評価的な方法は、現在とっていない。先ほどおっしゃったそういう専門性については、こちらとしては専門試験でしっかりと見せていただき、さらにこれは2次試験のところだと、2次試験の模擬授業等もあるので、そのへんのところでまたしっかり選考したいと考えている。

○仲佐委員 4の1のほうの1の出願者数と倍率だが、採用予定者数が今年度は222名ということだが、そのうちの身体に障がいのある方を対象とした区分で3名程度となっているが、ここ2、3年の実績として障がいのある方を採用された実績があるのか、受験者にあるのかなのかということはどうか。

○高橋学校企画課長 まず、今年度については、出願者はなかった。過去については、23年度から4年間、採用合格者として名簿に登載された受験生は残念ながらいない。それ以前、平成22年のところでは1名あった。

○土田委員長 3名程度というのは、小学校から栄養教師までどの分野に入るかというのは、その受験生によっていいほうから採られるということが良いか。

○高橋学校企画課長 そういうことである。

――原案のとおり了承

第19号 平成27年度島根県市町村立小・中学校校長・教頭採用・昇任候補者選考試験について(学校企画課)

○高橋学校企画課長 報告第19号平成27年度島根県市町村立小・中学校校長・教頭採用・昇任候補者選考試験についてご報告する。

今度は管理職の採用試験である。まず、採用の多い小・中学校のほうを先行して実施している。試験期日、それから結果の通知等そこにあげさせていただいているとおりで、試験の要項配付については、本日の教育委員会会議終了後発送するという予定としている。願書提出期限、最終的に私ども事務局のところへ届くのが8月上旬、以降そこにあるように1次選考、2次選考という形で最終的に合否を決定していく。

最終的な12月の合格者については、校長採用候補者、教頭採用候補者の名簿というのがあって、その名簿に登載する。なお、名簿登載期間というのがそれぞれ、ここに書いていないが設定しており、これは今年から1年延ばしたが、登載期間、校長3年、教頭5年としている。要するに登載されて、遅くとも校長は3年以内に校長職につくということである。

試験会場については、1次試験は各教育事務所、県内5カ所だが、教育事務所で設定する。2次試験は松江、浜田、2カ所で実施する。

3番、試験内容、これも例年どおりだが、校長の場合は1次で客観試験と論文、2次で面接、教頭は、さらに1次においても面接を短時間だが加えるということとしている。

受験資格は、校長の場合、基本的には現在教頭及びそれに相当する職にある者で、45歳以上、教頭3年以上経験。次のページだが、教頭試験については、現在の教諭、養護教諭、栄養教諭等そこに書いてある職にあって、なおかつBで40歳以上、教育職10年以上といった、ほかにもあるが、条件がある。この条件に適合した者のうち管理職を希望する者が受験し、選考していくということとなる。

なお、参考のところに掲げているが、校長は、小・中学校合わせてこの3月の退職者数が26名であったが、今年度末には59名という大量退職を迎えるので、それを見越した採用、名簿登載数とする予定としている。教頭についてはそこに書いてあるとおりで。

なお、小・中学校ともに今後退職予定者数というのが比較的高水準で推移していくので、安定的に力のある人材を確保していくと。そうすると、名簿登載ですぐに採用ではなくて、

ある程度そういう人材を確保しておいた上で昇任に持っていくということが必要になってくるので、そこらへんのところもきちんと数値的なものを含めて勘案した上で最終的な判断をしたいと考えている。

○土田委員長 意見だが、この受験資格で校長は45歳以上で3年以上教頭職、教頭は40歳以上でないと受けられないということだが、もっと年齢を下げるということは考えられないか。例えば40歳で校長になるとか、極端に言うところ、そういう年齢制限というのは、やはり過去からこういう形だと思うが、年齢の制限を下げるというのは検討されてないのか。

○高橋学校企画課長 若い世代を管理職にという、そういう考え方もあって。

○土田委員長 そういう意味合いで、若い人をもっと登用するというところで、いくら優秀であっても年齢制限があればそこまでできないと、45歳までは校長になれないということになってくる。もう本当思い切って、飛び級じゃないが、そういう制度っていうのは島根県が全国を先駆けて採用するとかというようなことは。

○高橋学校企画課長 これも高校に比べると随分若いけど、こちらでの検討段階でそういう考え方が話題に上ってきたことは実質あった。ただ、年齢を下げることによって若い力を早いところからピックアップするという、そういう意見もあるが、例えば一方で、現在30代あたりの教員が非常に薄い状態があって、年齢の層でいくと完全に逆三角形になっていることがあって、それを例えば管理職に持っていくと実際直接生徒に当たる教員の層がさらに薄くなっていくという、若干そういう懸念もあり、今年度のところはこういう形でやろうということによって最終的には決めた。

○土田委員長 前の報告18号の採用との兼ね合いで、魅力ある職場という考え方でいくと、こういう教員になっても割りと若くてどんどんできるというような形をとるとすることはいろんな採用に際してPRできるんじゃないかなという考えもひとつあるんじゃないかと思う。すぐはできないかと思うが、そういうことも検討の余地に入れていただければと思う。

○高橋学校企画課長 今後検討させていただく。

○広江委員 第1次のところで教頭には面接試験がある、この考え方はどういう考え方か。校長はなくて、教頭のみ。

○矢野参事 校長のほうは、この面接は教育事務所長が面接をすることにしており、試験を受けるときに願書と、それから調書等を求めているところだが、校長については事務所長も学校訪問とかいろんなところで実態、いわゆる校長試験受ける者は教頭なので、教頭については情報を非常に持っており、いろいろな評価なりできるが、教頭試験を受けられる教諭については全てを掌握しているというわけになかなかないかないので、そういったこともあり、教頭については事務所のほうでも面接をして人物を見るということをして1次からやっているところである。

――原案のとおり了承

第20号 島根県生徒指導審議会委員の委嘱について（教育指導課）

○吉崎子ども安全支援室長 報告第20号島根県生徒指導審議会委員の委嘱についてご報告する。

6ページをお願いします。条例で設置された島根県生徒指導審議会委員の委嘱を行ったので、報告をさせていただきます。

まず、この審議会の担当事務だが、教育委員会の諮問に応じ、県内の生徒指導上の諸問題に関し必要な事項を調査、審議することとしている。

委員の構成は、そこにある3つの項目に照らして、各種団体のほうへ推薦依頼をして、推薦していただいた方がそこにある8名の方である。この8名の方を今年度から、6月1日から平成28年3月31日まで2年間の任期ということで今回委嘱をさせていただいた。

男女のバランスが非常に悪い状況になっている。各種団体のほうへ推薦依頼をさせていただいたということで、そこでの状況でこういった方々の推薦ということになった。2年後に

は男女のバランスということも考慮しながら、そういったことも少し選考の際にはお願い事項として加えてまたお願いをしていきたいと思っている。この8名の方に2年間お世話になるということである。

ちなみに16日、来週の月曜日だが、第1回目の生徒指導審議会を開催させていただき予定にしている。

肥後功一先生については、島根大学理事の任期が来年の3月31日までということで、大学のほうへ確認したら、一応任期中の委嘱ということにさせてほしいということで、1年間ということに特別な事情でなっており、またあとのもう1年についてはその時点でお願いをさせていただこうと今考えている。

○土田委員長 先ほどの説明だが、肥後先生が副学長替わられたら、次の副学長さんがこれに入られるというような考えで聞くべきなのか、またそのときは白紙で1号委員を選ばれるということでの説明か。

○吉崎子ども安全支援室長 今のところは、副学長さんをお願いということではなくて、有識者の中でこういった県内の生徒指導上の諸問題に精通していらっしゃる、まさに有識者という立場で肥後先生をお願いをしている。ただ、大学のほうが理事として受けるということなので、任期が来年の3月31日までということなんでこうしてほしいということだったが、一旦白紙だが、今の予定では引き続き肥後先生のほうをお願いさせていただけると良いと思っている。それについては、また3月のところで改めてお願いに行かせていただくという形をとろうということにしている。

――原案のとおり了承

第21号 平成26年度国体選手競技力レベルアップ月間について（保健体育課）

○堀江保健体育課長 平成26年度国体選手競技力レベルアップ月間についてご報告する。

今年度の国体は、10月の12日から22日まで長崎県で開催されることになっている。県では7月を競技力レベルアップ月間と定めて、選手が練習の状況等を公開して、また、県民の皆さんにも練習会の様子を実際に見ていただく取り組みを進めている。各競技が練習を公開している日時については、7の2に記載をしている。このことを広く県民の皆さんに周知をして、会場に足を運んでいただくようにしたいと考えている。

また、教育委員の皆様にもお出かけいただきたいと考えている。その練習公開日の教育委員の皆様にお出かけいただきたい時間については、7の3のほうに記載をしている。激励的に合わせてお出かけいただきたいと考えており、この委員会に先立って、担当の者が教育委員の皆様にご希望等を伺わせていただいている。ぜひご協力をいただき、選手を激励いただくようお願いする。

○土田委員長 先ほどそれぞれの委員が出席できる場所等々については事前に報告しているので、また足らなかつたらぜひここも出席して欲しいということで特命で要請していただければと思うので、よろしく願います。

――原案のとおり了承

第22号 「島根県立図書館振興計画（第3次）」の策定について（社会教育課）

○荒木社会教育課長 報告第22号「島根県立図書館振興計画（第3次）」の策定についてご報告する。

8の1ページをお願いする。県教育委員会では、平成21年度から25年度までを計画期間とする島根県立図書館振興計画の第2次を策定して、図書館サービスを推進してきた。この第2次計画の計画期間が昨年度終了したので、向こう5年間の図書館サービスの基本的な

考え方や個別施策の方向性をまとめた第3次の計画をこのたび策定したので、ご報告をさせていただきます。

なお、平成24年に国の基準、図書館の設置及び運営上の望ましい基準が改正されて、その中で図書館が基本的な運営方針を策定し、公表するように努めなさいという記述になった。そうしたことから、この第3次計画は県立図書館が自ら策定したものである。ちなみに、第2次の計画については、教育委員会にお諮りして策定したという経緯がある。

その下の策定の経過のところだが、4番目、この4月21日から5月20日、パブリックコメントを実施して県民の皆様から意見を頂戴したところである。その下の囲みにあるように、意見としては全体で5件、4名の方からメールでいただいたところである。これは後ほどご説明をする。

それから、一番下の囲みだが、計画の概要としては、計画の位置づけは、先ほど申したような基準で示されている基本的運営方針に相当する計画の位置づけとしている。それから、計画期間は、本年度から向こう5年間。基本理念は、県民一人ひとりが個性を發揮し、社会の一員として自立する「人づくり」と、心豊かに暮らせる活力ある「地域づくり」に資する「知の拠点」というのを基本理念に掲げている。それから、基本目標は、そちら5つほど掲げているが、基本的にこの基本目標は2次の振興計画を踏襲したものとなっている。

8の2ページで、パブリックコメントの意見と、それに対する考え方を整理しているので、ご説明を申し上げる。

まず、1つ目だが、1つ目の意見は、本の返却についてである。無料で郵便ポストに投函ができるような返却専用袋、そういったものを導入してはどうか、それと官公署や大型スーパーに返却ボックスを設置してはどうかというご意見である。これについては、現在も遠隔地にお住まいの方が県立図書館で借りられた本を最寄りの図書館で返却できるサービスをしているが、ご提案のあったようなサービスについても今後計画の推進にあわせて参考意見とさせていただきたいと考えている。

2つ目は、研修についてのお尋ねと、それから現在、地元の図書館で県立図書館の本を借りられる場合には2回出かけていくことになるけれども、1回になるような工夫はできないかというご意見である。研修については引き続き専門性を高めるような研修会に参加するように努めたいと思っている。それから、平成27年度に図書館のシステムを更新する年度がやってくるので、その際に貸し出しとか返却の仕組みについては検討していくので、こういったご意見も参考にさせていただきたいと思う。

それから、3つ目と4つ目のご意見は同じ方からだったので、まとめてご説明するが、3つ目のご意見は、松江市立図書館の本を県立図書館で借りれないかというご意見、それと県立図書館と市立図書館のカードを共通で使えるようなもの、1枚にできないかというご意見だった。これらは、現段階ではいずれも困難ということでやってはいないことであるが、これについても計画期間中に参考にする意見として検討を進めていこうと思っている。

それから最後に、5つ目のご意見は、いろんな工夫をしながら気軽さをアピールして来館者を増やしてほしいというご要望である。これらについても、読みたい本のリクエストを昨年度は582冊受けて購入したところであるし、飲食コーナーとか展示コーナー等々を設置したり、講座やセミナーを開催し、PRにも努めているところであり、引き続きそうしたことにも努めていくことから、全体的に今回のパブリックコメントに関する意見は具体的な運用のご意見が多く、計画案の修正はしないが、運用の際には検討あるいは参考にさせていただきたいと考えている。この8の2ページのものをホームページ上で公開していきたいと思っている。

それから、別冊で県立図書館振興計画をつけているので、ポイントだけかいつまんでご説明をさせていただきます。

3ページのところだが、今回の計画の策定に当たってということで、先ほど説明したような基本理念、掲げている。第2次のところではこうした基本理念が文章で書いてあったが、囲みにあるようなスローガンのものを今回はつくっている。ただ、内容的には2次計画についても人づくり、地域づくりということをポイントにしていたので、考え方としては同じ理念を引き継いだものとなっている。

それから、4ページだが、5つの目標ということで、先ほど申したように、2次計画を踏襲した5本の柱、目標を掲げている。

それから、9ページだが、今ご説明をしたようなものを体系として図のような格好で載せている。一番左が説明した基本理念、それから真ん中のところが5つの目標ということで、それぞれの目標には、具体的な施策としてそちらに掲げてあるようなものが、施策がぶら下がっているというような全体的な構造になっている。

10ページからは具体的な施策の説明が書いてあるので、2次計画にはなかった、3次計画から新たに入れたものについてご説明を申し上げる。

11ページの丸の数で言うと2番目である。施策のすぐ下の搬送システムの発送頻度を増やし、利用者に資料が届くまでの時間を短縮するということが掲げている。従来週1回だったものを週3回発送するということが現在考えているところである。

19ページの丸で言うと上から3つ目だが、施策のすぐ下のところ、ウェブ予約サービスや搬送システム等県立図書館の様々なサービスについて理解を深め利用してもらうため、学校司書と連携して図書館活用講座を実施するということが、これを学校司書さんと連携して進めるというところを今回新たな取り組みとして入れているところである。

なお、18ページのところに、引き続き継続しての取り組みとしては、小・中学校の学校司書を対象とした研修、これについては県立図書館の一つの役割として引き続き研修を実施していくところである。

25ページの真ん中のところに施策があるが、その1番目の丸である。一般利用者が直接検索することのできる郷土人物データベースとして次期図書館情報システムに組み込み、構築、公開するということが、これも先ほど申したシステム開発の段階でこうした郷土のいわゆる偉人と言われるもののデータベースをこちらのほうに蓄積していこうという取り組みを考えているところである。

それから、26ページの真ん中のところの施策の1つ目の丸だが、これも次期のシステムのことであるが、デジタル化資料を組み込んでインターネット公開することによって、貴重な資料画像を全国どこからでも閲覧できるようにしていくことを考えているところである。

30ページ真ん中のところの施策の今度は3つ目の丸だが、社会の情勢やニーズを捉え、多種多様な問い合わせに答えられる新しいジャンルの商用データベース、商用データベースというのは欄外に説明が33番でしてあるが、そういったものを導入して、ビジネスあるいは課題解決に向けた支援を行っていきたいと考えているところである。

それから、35ページのところに電子書籍について書いている。半分からちょっと上の施策のところの2つ目の丸である。電子書籍の貸し出し、閲覧といった新たなサービスに対応できるような機能を備えたシステムの導入の検討ということで、これもシステムの検討だが、電子書籍自体は単価が高いので、取り入れるかどうかについては引き続き検討するが、システム自体にはそういったものが入れられるような機能を備えるということを今回考えているところである。

計画全体としては、ページ数が多いので、簡単な説明になったが、新たなこうした3次計画を策定して、図書館サービスの向上を図っていききたいと考えている。

○原委員 難しい質問かもしれないが、資料3の1の都道府県立図書館の状況、平成24年度、ページ数打ってないが、ここで島根県の受け入れ冊数というのが全国でもトップレベルだが、この受け入れ冊数というのは何か。蔵書ではなく、受け入れたというのはどこから受け入れたのか。

○荒木社会教育課長 資料3の1のところの表の真ん中のところである。ここの数字は平成24年度に購入したものと、それから寄贈を受けたものを合わせた冊数で、24年度大変多いが、この年買うことが多かったのが、多い。推移は手元に持ってきていない。

○原委員 頑張っているからこういう数字が出るのかなってそう思いたい。佐賀県武雄市の図書館の運営のことがとても話題になるが、島根県もこういう人口の割には、とってもこんなに頑張っているっていうのが話題になったら、隣の鳥取県も、本当山陰勢はみんなよく本を読む県なんだなと思ったりする。

○荒木社会教育課長 24年度は光交付金というものがあり、その交付金で子育て絵本というのを集中して買っている。これを買ったものを市町村に寄託しているの、こういったお金があったので、冊数が多かったということである。

○原委員 たまたまか。

○仲佐委員 9ページの施策体系図がある。この中で真ん中どころに郷土関係のレファレンス、それからその下の項のところでレファレンスサービスの提供ということだが、この24年度の表が、資料の後ろのページから3枚目のところに、島根県内の公共図書館の状況にレファレンスの実績が載っているが、24年度、カウントがされてるようだが、不明というところがある。これは全くレファレンスがなされなかったのか、カウントがとられていなかったのか、これすごく県立図書館の職員の方は大変な作業ではないかと思うが、このレファレンスのウエートというのはどれぐらいあるのか。島根県全体では1万件ぐらい、1万234件、その内訳が各図書館ごとに数字が入っているが、不明というところは全くないのか、あるいはあってもカウントがされていないのか。

○荒木社会教育課長 ここで言うと、安来市と、それから邑南町であるが、どうもカウントがとられてない。

○仲佐委員 とられていない。

○荒木社会教育課長 お願いをしているが、数をいただいているということである。

○仲佐委員 これは平成24年度が不明だが、過去もそうだったということか。ここにはないということは過去もなかったということだとは思いますが。平成25年度は集計中ということか。

○荒木社会教育課長 そうである。

――原案のとおり了承

土田委員長：閉会宣言 15時47分